

☞ 成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人（本人）は、預貯金や不動産などの財産を管理したり、日常生活に必要な介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結ぶなど、自分で手続きを行うことが難しい場合があります。また、適切な判断ができずに、不利益な契約を結んでしまうなど、悪徳商法の被害にあうことも懸念されます。

成年後見制度とは、意思決定に支援を必要とする本人に代わって、成年後見人等が本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や暮らしの手続き、契約行為などを行うことにより、本人を守り支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります

■ 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ本人が選んだ代理人（任意後見人）と、代わりにしてもらいたいことを契約しておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって締結します。本人の判断能力が低下した際に、本人や家族等の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人として選任すると契約の効力が生じます。

■ 法定後見制度

本人の判断能力が不十分と認められた場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家族や親族、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの資格をもつ人のほか、親族ではない地域の人（市民後見人^{*}など）が選任される場合があります、同時に複数人が選任される場合もあります。

※市民後見人とは…

地域に貢献したい市民で、江別市成年後見支援センター（POO）が実施する養成講座を修了し、成年後見制度に関する必要な知識・技術などを身につけた人です。養成講座修了後、成年後見支援センターの市民後見人候補者名簿に登録され、家庭裁判所から選任されることにより、市民後見人として活動をスタートします。

市民後見人は、本人の権利を守り、地域で生活を続けるための身近なサポート役として注目されており、身寄りのない高齢者の増加などを背景に、今後、市民後見人のニーズは一層高まると考えられます。

例えば、こんな困りごと…

お金の管理ができない

年金が入るとすぐ使ってしまう、家賃や公共料金が払えない…

悪い人にだまされている？

高価なものも、よくわからないまま買ってしまう…



子どもの将来が不安

私がいなくなったら、障がいのある子どもの面倒を見てくれる人がいない…

色々な手続きがわからない

市役所から年金などの手紙が届いたけど、よくわからず放置している…

江別市の現状と課題

少子高齢化が進行し、ひとり暮らしの高齢者の増加、家族や地域とのつながりの希薄化など、地域の中で支援が必要な人が増えていることに伴い、自ら相談やSOSを発することができない人も増えています。

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分ではないために、日常生活や財産管理に支障がある人の権利を守る「権利擁護支援」を地域の中で行っていくことが重要です。

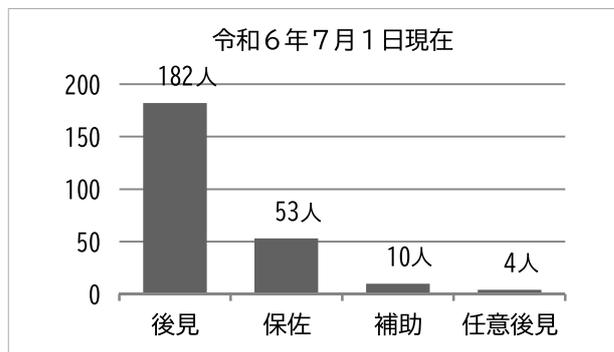
■ 地域で支援が必要な人の状況

地域で支援が必要な人	平成31(2019)年度	令和6(2024)年度	増減
認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上※）	3,887人	4,168人	+281人
療育手帳・精神保健福祉手帳所持者	2,105人	2,763人	+658人

※介護保険要介護認定の審査判定指標で、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態。

【介護保険課・障がい福祉課（各年4月1日現在）】

■ 成年後見制度利用者数

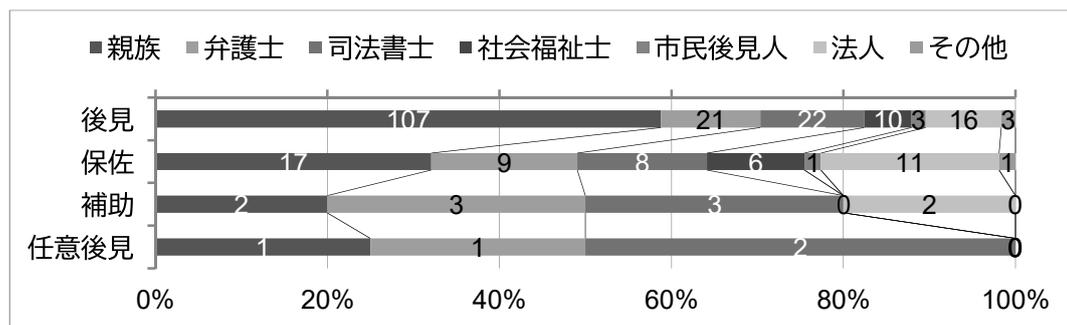


【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」】



■ 成年後見人等の割合

本市の成年後見制度利用者と成年後見人等の関係について、後見人では親族が約6割と半数以上を占めており、保佐人・補助人では親族以外の割合が高い状況です。

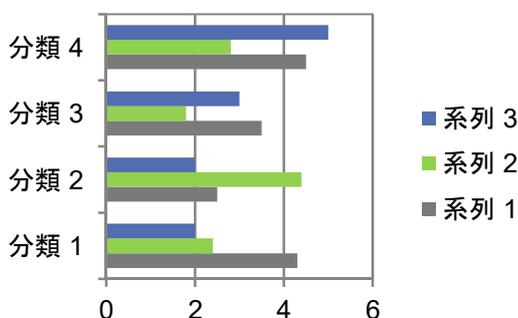


【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」（令和6年7月1日現在）】

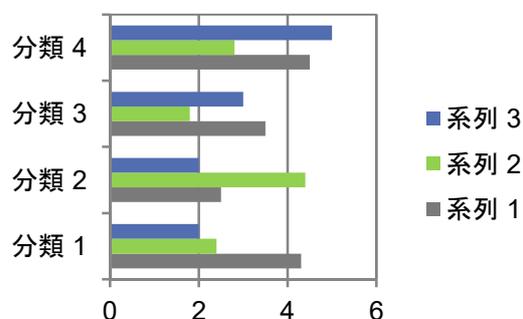
■ 第5期江別市地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果

「本人の権利を守る制度が必要」という回答が約〇割となっている一方で、成年後見制度を「知らない」という回答は約〇割、成年後見支援センターを「知らない」という回答が約〇割となっています。

・成年後見制度の認知度



・成年後見支援センターの認知度



課題

- 本市の認知症高齢者数や療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数は、いずれも増加傾向にあり、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の需要は一層高まると考えられます。
- 成年後見制度の需要増加に対応するためには、親族や資格をもつ人だけでなく、地域の身近な存在として、市民後見人の活躍が期待されていますが、現状では普及しているとはいえません。
- 権利擁護支援のための重要な手段である、成年後見制度やその相談先が十分に知られていません。

これまでの取り組み ～中核機関の設置～

本市では、支援の必要な人たちが地域で安心して暮らしていけるよう、平成29年11月に成年後見制度を含む権利擁護支援に関する相談などを行う「江別市成年後見支援センター」を、江別市社会福祉協議会に開設しました。

その後、令和3年8月に「第1期江別市成年後見制度利用促進基本計画」の策定を経て、令和4年3月、江別市成年後見支援センターを成年後見制度の具体的取組の中心的役割を担う機関（中核機関）に位置づけました。



めざす「まち」の姿

基本理念 すべての人の尊厳と意思が尊重され
住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち

本市では、認知症の症状や障がいの有無にかかわらず、世代や分野を超えてだれもが安心して地域社会に参加し、自分らしく暮らし続けることができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の充実をめざします。(地域共生社会の実現)

主な取組：中核機関（江別市成年後見支援センター）の充実

■ 権利擁護支援の中核となる地域連携ネットワークの推進

- ・権利擁護支援が必要な人を早期発見・早期支援につなげていくために、身近な家族や地域の人に成年後見人等が加わり、本人を中心にチームとなって支援していくことが重要です（権利擁護支援チーム）。
- ・中核機関は、権利擁護支援チームへの理解を広め、関係機関や専門職団体などで構成される「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク推進協議会」を活用して、ネットワークの中核となり権利擁護支援チームをバックアップしていきます。
- ・江別市社会福祉協議会では、権利擁護支援が必要な人のために、引き続き日常生活自立支援事業を実施し、福祉サービスの利用に関する相談や助言、日常的な金銭管理を援助していきます。
- ・本人の状況に応じて成年後見制度への円滑な移行が行われるよう、江別市社会福祉協議会と江別市成年後見支援センターの連携を強化していきます。

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】 イメージ図



■ 広報機能、利用促進機能の充実

- ・成年後見制度を正しく理解し、だれもが安心して利用できるよう、制度の仕組みや手続きの流れ、身近な相談先である成年後見支援センターなどについて、パンフレットやホームページを活用するほか、市民向け講演会や出前講座を行い、地域全体に広く周知し制度の利用を促進します。
- ・権利擁護支援が必要な人たちを早期に発見し支援するために、地域や関係機関に権利擁護支援や成年後見制度の理解を促進します。

■ 相談機能の充実

- ・成年後見制度を含む権利擁護支援の総合相談体制の充実や、法定後見や任意後見などの相談を受け支援につなげます。
- ・判断能力が十分ではない人が、自分の意思で生活を送り、安心して地域社会に参加できるよう支援します（意思決定支援）。また、財産管理だけではなく、本人の状況に配慮した自分らしい生活を送れるよう、地域包括支援センターや障がい者支援センターなど地域の相談支援機関との連携を強化します（身上保護）。
- ・地域の相談支援機関が地域連携ネットワークを活用し、本人や家族をどのように支援していくかを考える場に法律や福祉の専門職を派遣し、より適切に対応できるよう支援します。

■ 成年後見人支援機能、チーム支援の推進

- ・意思決定支援や身上保護など権利擁護支援を重視し、本人の状況に応じた成年後見人等のマッチングを行います（受任調整）。
- ・親族後見人をはじめとした成年後見人等が、孤立することなく安心して後見活動を行うことができるよう、地域連携ネットワークを活用したチーム体制を整えます。
- ・本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携して本人を見守り、本人を中心とした継続的なチーム支援につなげていきます。
- ・親族後見人等が、知識や経験不足により意図しない不適切な事務につながることを防ぐよう、家庭裁判所と連携しサポートします。

■ 市民後見人の育成・活躍支援

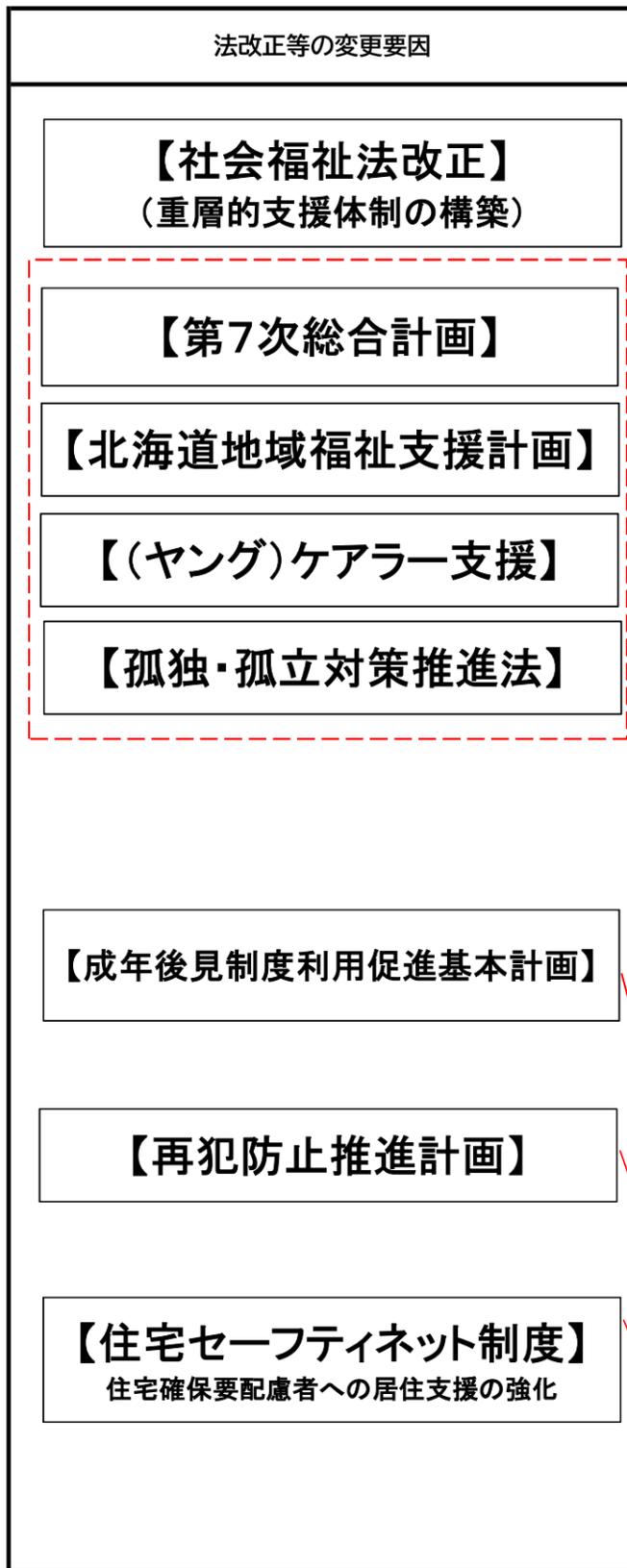
- ・市民後見人の役割を広く地域に知ってもらうため、ホームページや出前講座などを通して継続的な周知を図ります。
- ・市民後見人が必要な知識やスキルの向上、権利擁護支援の理解を深めることができるようフォローアップ研修を実施します。
- ・成年後見支援センターと連携して、日常的に後見活動をバックアップし、市民後見人が活躍できる機会を増やします。

■ 成年後見制度利用支援事業の適正・円滑な推進

- ・成年後見制度による支援が必要な場合であっても、本人に身寄りがないなど、制度の申立てをすることが難しい場合に、市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行い、成年後見支援センターや家庭裁判所等と連携し、適切・迅速な制度利用につなげます。
- ・経済的な事情により、申立費用や後見人等の報酬を負担することが難しい場合は、市が一部を助成し、制度の利用を促進します。

江別市地域福祉計画の施策体系（第4期の評価と法改正等の影響）

第4期		R4評価
お互いさま、みんなで支えあう地域づくり		
(基本目標1) 支えあいの仕組みづくり		3.3
【基本施策1】関係機関による相談支援体制の充実		3.6
①相談窓口の充実	おおむね達成	3.6
②訪問相談体制の充実		3.4
③生活困窮者支援事業の推進		4.0
【基本施策2】福祉サービスなどに係る情報提供の充実		3.2
①サービスなどに係る情報提供の充実		3.1
②苦情相談などの周知		3.1
③権利擁護の体制整備		3.2
【基本施策3】支援につなぐ体制づくり		3.1
①関係機関による連携促進及び包括的な相談体制の構築		3.1
(基本目標2) 互いに支えあう地域づくり		3.1
【基本施策4】福祉を担う人材などの確保・育成		3.2
①担い手の掘り起しの推進		3.0
②担い手の人材育成		3.3
【基本施策5】地域における福祉活動の促進		3.2
①自治会による地域福祉活動づくり		3.2
②民生委員・児童委員の活動促進への支援		3.0
③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備		3.4
【基本施策6】ボランティア団体などの活動促進		3.0
①ボランティア団体などの情報発信		3.0
②ボランティア団体などの活動基盤強化		3.0
【基本施策7】協働による地域福祉体制の推進		3.1
①地域における連携体制づくり		3.0
②企業・団体における地域貢献活動への働きかけ		3.2
(基本目標3) 地域福祉を推進する環境づくり		3.3
【基本施策8】支えあい意識醸成と環境づくり		3.4
①地域サロン・集いの場づくり		3.3
②青少年の福祉体験の促進		3.2
③大学との連携促進	おおむね達成	3.7
【基本施策9】快適に暮らせる生活環境づくり		3.2
①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進		3.2
②地域で安心して暮らせる環境整備		3.3



第5期	
みんなでつくる 支えあいのまち	
(基本目標1) だれもが相談しやすい仕組みづくり	
→ 【基本施策1】困りごとに対する支援体制の充実	
①関係機関の連携促進と重層的・包括的な相談体制の構築	
②社会とのつながりづくりを支援するための体制の充実	
【基本施策2】福祉サービスについての情報提供の充実	
①福祉サービスについての情報提供の充実	
②苦情相談などの周知	
③権利擁護の体制整備(基本施策8①へ統合)	
(基本目標2) お互いのくらしを支えあう地域づくり	
【基本施策3】福祉を担う人材の確保・育成	
①担い手の掘り起しの推進	
②担い手の人材育成	
【基本施策4】地域における福祉活動の促進	
①自治会による地域福祉活動づくり	
②民生委員・児童委員の活動促進への支援	
③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備(基本施策9へ移動)	
【基本施策5】ボランティア団体などの活動促進	
①ボランティア団体などの情報発信	
②ボランティア団体などの活動基盤強化	
【基本施策6】協働による地域福祉体制の推進	
①地域における連携体制づくり	
②企業や団体の地域貢献活動への働きかけ	
(基本目標3) 地域福祉を推進する環境づくり	
【基本施策7】支えあい意識の醸成と環境づくり	
①地域サロンや集いの場づくり	
②青少年の福祉体験の促進	
③大学との連携の促進	
【基本施策8】地域で生活し続けられる取組の推進	
①権利擁護の取組の推進	
②再犯防止の取組の推進	
【基本施策9】安全・安心にくらせる生活環境づくり	
①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	
②地域で安心してくらせる環境の整備	
③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備	



第1期成年後見制度利用促進基本計画 施策の振り返り

基本目標	基本施策	施策の展開	実施状況
I 本人の意思決定支援・ 身上保護を重視した制 度の運用となる仕組み を整えます。	1 権利擁護支援の体制整 備	1-1 地域連携ネットワー クの構築	○令和4年4月：地域連携ネットワーク協議会の設置 ○令和4年3月：中核機関の設置
		1-2 中核機関の設置と運営	
II 適切な支援につなげる 権利擁護・成年後見制 度利用促進の体制を整 備します。	2 成年後見制度の利用を 支える機能の充実	2-1 広報機能の充実	○パンフレットやホームページ等を活用して、制度の仕組 や利用方法、相談窓口の周知啓発 ○年1回市民向け講演会 ○出前講座の実施
		2-2 相談機能の充実	○権利擁護に関する総合相談 ○地域連携ネットワークを活用した関係機関との連携 ○日常生活自立支援事業等から成年後見制度への円滑な移 行 ○関係機関とのケース会議等に専門職を派遣
		2-3 成年後見制度利用支援 にかかる事業の推進	○成年後見支援センターや家庭裁判所と連携した市長申立 てや生活困窮者への申立費用や報酬助成を実施
		2-4 受任者調整（マッチン グ）等の支援	○中核機関設置に伴い、受任調整会議の委員を増やし、専 門職との連携強化 ○本人の状況に応じて適切に後見人を調整
		2-5 担い手の育成・活用	○社協の法人後見支援員として、市民後見人登録者を活用 。○市民後見人登録者に年2回のフォローアップ研修。 ○個人受任した市民後見人は定期的な見守り、随時後見活 動の相談に対応。（令和6年7月末時点：登録者35名）
III 安心して制度を利用で きる環境づくりを推進 します。	3 成年後見人等への支援	3-1 地域連携ネットワー クを活用した支援体制の 検討	○親族後見人の手続きなど後見活動の支援 ○本人の意思決定や身上保護に関する相談支援 ○相談窓口の周知や後見人を支援する「支援チーム」結成 の支援・調整 ○地域連携ネットワークの活用 ○家庭裁判所との日常的な情報共有と、情報交換会議への 参加
		3-2 家庭裁判所との連携	